

# 緑地管理用農薬を使用する上での注意点

2022年度緑地管理研究会

(公社)緑の安全推進協会  
委嘱講師 乾 公正

## 本日の内容

1. 農薬について
2. 農薬の安全な使用方法
  - 2.1. 最近の農薬事故
  - 2.2. 保護具の話
  - 2.3. 農薬の保管と管理
3. 住宅地等での農薬使用
  - 3.1. 実態と通知の改正点
  - 3.2. 適切な農薬飛散防止対策
  - 3.3. 情報共有

# 1. 農薬について：農薬に関わる代表的な法律

農薬取締法	製造、販売、使用 【農林水産省登録第〇〇号】		
食品安全基本法	一日摂取許容量(ADI)設定（食品安全委員会）		
食品衛生法	農薬の残留基準値		
毒劇法	毒劇物の指定	<b>医薬用外毒物</b>	<b>医薬用外劇物</b>
	表示、販売、取扱い、情報提供（SDS）		
消防法	危険物の表示、保管、輸送 【例：第4類第2石油類】		
労働安全衛生法	労働者の安全・健康確保、情報提供（SDS）		
PRTR制度	排出量の把握・管理、情報提供（製品ラベル、SDS）		
廃掃法	廃棄物の適正な処理		
水質汚濁法	公共水域、地下水の汚染防止		


毒劇法： 毒物及び劇物取締法

PRTR制度： 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

廃掃法： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

# 1. 農薬について：農薬取締法

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の安全性その他の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

- 
1. 農作物に対する安全性
  2. 使用者に対する安全性
  3. 消費者に対する安全性
  4. 環境に対する安全性



法令など取り扱い上のルールを作り、それを順守することにより安全性を確保する。

## 第二条(定義)

**農作物等を害する病害虫の防除**に使用



人が栽培している植物の総称。  
観賞用に栽培する樹木、街路樹、草花、芝や山林も含まれる。

病害虫雑草等の  
防除に用いる薬剤

殺虫剤、殺菌剤、除草剤、  
殺鼠剤、誘引剤、忌避剤、  
交信かく乱剤、展着剤  
など

成長促進・抑制等  
に用いる薬剤

発根促進剤、徒長防止剤、  
着果促進剤、無種子果剤  
など

病害虫防除に  
利用する天敵

寄生バチ、  
カブリダニ、  
昆虫ウィルス  
など

## 第三条（農薬の登録）

製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の**登録**を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。

二．前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する**試験成績**を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならない。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの(特定試験成績)は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験(基準適合試験)によるものでなければならない。

# 1. 農薬について：農薬取締法で登録の際に求められる試験成績

毒性	急性毒性	経口、経皮、吸入（ラット）
	刺激性・アレルギー性	皮膚・眼（ウサギ）、皮膚感作性（モルモット、マウス）
	神経毒性	急性経口投与・反復経口投与（ラット）、発達神経毒性（ラット）、急性経口投与・反復経口投与遅発性神経毒性（ニワトリ）
	短期毒性(90日)	経口（ラット、イヌ）、経皮（ラット）、吸入（ラット）
	慢性毒性(1年)	経口（ラット、イヌ）
	発がん性	経口（ラット、マウス）
	生殖発生毒性	2世代繁殖毒性（ラット）、催奇形性（ラット、ウサギ）
	遺伝毒性	復帰突然変異（細菌）、染色体異常・遺伝子突然変異（培養細胞）、小核試験（マウス）
	解毒方法・救命処置法	ラット、マウス、ウサギ、摘出臓器等
代謝	動物代謝（ラット：吸収、分布、代謝、排泄）、作物、家畜	
環境運命	好氣的湛水土壌、好氣的土壌、嫌氣的土壌、環境中予測濃度	
残留性	作物、家畜(肉、ミルク、卵)、後作物残留	
環境毒性	緑藻類、ミジンコ、ユスリカ幼虫、魚類、蜜蜂、蚕、天敵、鳥類	
物理化学性	融点、沸点、密度、蒸気圧、外観、臭気、スペクトル、水溶解度、有機溶媒溶解度、オクタノール/水分配係数、加水分解、解離定数、熱安定性	
薬効・薬害		

# 1. 農薬について：ラベル表示例①

農薬の登録番号や有効成分名、有効年月等が書いてありますので、特に登録農薬であることや有効年月内であることを確認して下さい。

毒性の表示  
劇物に該当する場合は白地に赤文字  
毒物に該当する場合は赤地に白文字

**医薬用外毒物**

危険物の表示例  
(消防法に該当する場合の例)



**医薬用外劇物** 農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号

第4類第2石油類 殺虫剤

〇〇〇〇乳剤  
△△△△乳剤

殺虫剤分類 **1B**

500 ml

【成分】 △△△△ …… 10.0%  
有機溶剤、乳化剤等 …… 90.0%

【性状】 淡褐色乳化油状液体

最終有効年月 (西暦下2けた) 24.10

農林水産省  
登録番号

用途と商品  
名

RACコード

容量

有効成分と  
その他の成分  
の含量表示

# 1. 農薬について：ラベル表示例②

使用できる作物

防除できる病害虫や雑草

希釈倍数と散布量

使用の適期

作物名	適用病害虫	希釈倍率	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	総使用回数
樹木類 (さくらを除く)	ケムシ類	1000倍	200～ 700 ℓ /10a	発生初期	6回以内	散布	6回以内
さくら	クビアカ ツヤカミキリ	100倍	—	—		木屑排出孔を中心に薬液が滴るまで樹幹注入	

本剤が使用できる回数の限度

同一の有効成分を含む剤の使用回数の限度。  
有効成分・作物ごとに設定される。

### 【安全使用上の注意】



- 本剤は眼に対して刺激性が・・・
- 樹幹注入の際は手袋などを着用・・・
- 街路、公園等で使用する場合は・・・



### 【保管上の注意】

- カギをかける

# 1. 農薬について：樹木類作物分類

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例
樹木類	かし類	あかがし	
		あらかし	
		・・・	
	しい類	すだじい	いたじい、しい
		つぶらじい	こじい、しい
	つつじ類	アザレア	
		おおむらさき	
		・・・	
	つばき類	さざんか	
		とうつばき	
		・・・	
	びやくしん類	かいづかいぶき	
		はいびやくしん	
	まつ類	あかまつ	
		くろまつ	
・・・			

植物学的分類とは異なります。



(独)農林水産消費技術センターのHP参照 <http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6281.pdf>

# 1. 農薬について：対象分野別の関連法規

対象分野	主な作物(適用場所)	防除対象・目的	関連法規等
農耕地	水稲	病害虫・雑草・植物調節	<p style="text-align: center;"><b>農薬取締法</b></p> <p style="text-align: center;">収穫物は 食品衛生法</p>
	水稲(畦畔)(休耕田)	病害虫・雑草	
	畑作物	病害虫・雑草・植物調節	
	畑作物(休耕畑)	雑草	
	野菜	病害虫・雑草・植物調節	
	果樹	病害虫・雑草・植物調節	
	その他、特用作物など	病害虫・雑草・植物調節	
緑地	樹木類	病害虫・雑草・植物調節	<p style="text-align: center;"><b>農薬取締法</b></p> <p style="text-align: center;"><b>水質汚濁防止法</b></p>
	樹木等(周辺地)	雑草	
	芝	病害虫・雑草・植物調節	
	花卉・花木類、工芸作物	病害虫・雑草・植物調節	
非農耕地	農作物等のない場所(駐車場、建物敷地、墓地など)。 <b>田、畑、家庭菜園、畔等で使用すると農薬取締法で罰せられます。</b>	雑草 (樹冠下では使用しない。)	農薬取締法の登録の義務はない

(注)農薬登録作物名の分類とは必ずしも一致していません。

2023年2月22日 2022年度緑地管理研究会

# 1. 農薬について：農薬でない商品

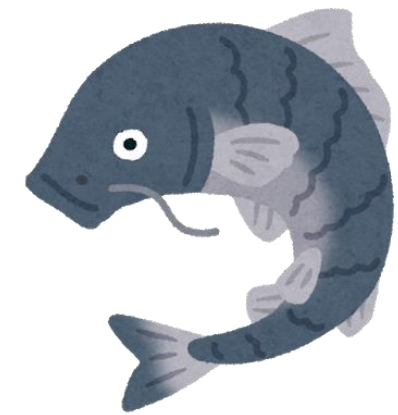
区分	内容
非農耕地用除草剤	農薬に該当しない除草剤 (農薬登録番号がないもの)
衛生害虫用殺虫剤	ハエ、カ、ゴキブリ等の殺虫剤
不快害虫用殺虫剤	アリ、ハチ、ムカデ、ダンゴシ等の不快害虫用薬剤
植物活力剤	木酢液、竹酢液、植物活力剤など (病虫害に有効との宣伝は禁止)
畜舎消毒剤、動物薬	動物用医薬品



# 1. 農薬について：農薬でない資材

熱湯、雑草抑制マルチ、粘着シート、防虫網、アイガモ、アヒル、牛乳、コイなど

これらは自己使用は可ですが、薬効をうたっての販売は不可で、取り締まりの対象となります。理由は農薬としての効果が客観的に確認できないためです。



# 1. 農薬について：違法な疑義資材

## ◆ 農薬登録がない資材

農作物等への使用を推奨  
農薬としての効能効果を標榜  
成分からみて農薬に該当する。



## ◆ 疑義資材の例

「虫が寄り付かない」等、当該効果を暗示する表現  
対象病害虫、使用時期、使用回数、希釈倍率の表記  
農薬の有効成分が含まれる疑いがある。

## ◆ 情報提供

農林水産省「農薬目安箱」に連絡

農水省HP>農薬コーナー>疑義資材 [http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_sizai/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html)

# 1. 農薬について：農薬取締法第二十五条 使用の規制

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に・・・の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2. 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3. 農薬使用者は、第一項の基準に違反して、  
農薬を使用してはならない。



農薬取締法上、使用可能な農薬であっても、**使用方法を誤れば、人畜等に被害**が生じる恐れがあることから、省令により農薬の使用方法について遵守すべき基準を定める。

## 禁止マーク



魚介類



カイコ



カブレ



ミツバチ



ハウス



飲用禁止



禁止

## 強制マーク



マスク



メガネ



手袋



防除衣



保管



その他

## 注意・警告 マーク



# 1. 農薬について：農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

## 遵守義務

1. 食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務
  - 適用作物⇒誤用注意
  - 使用量又は濃度の範囲内
  - 使用時期
  - 総使用回数の範囲内
2. 以下のものは農薬使用計画を毎年農林水産大臣及に提出
  - くん蒸農薬使用者  
(自ら使用するものは除く)
  - 航空散布の農薬使用者
  - ゴルフ場の農薬使用者  
(環境大臣にも提出)

## 努力義務

1. 散布履歴の記帳  
年月日、場所、作物、農薬の種類、使用量/希釈倍率
2. 農薬の貯蔵上、使用上の注意事項
3. 住宅地での農薬飛散の防止と必要な措置を講じること。
4. 水田使用農薬の止水期間(7日間)遵守
5. クロルピクリン含有農薬使用時の揮散防止と被覆期間の遵守
6. 適用病害虫・雑草の範囲と使用方法の遵守
7. 最終有効期限の遵守
8. ゴルフ場からの流出防止措置

## 2.1 最近の農薬事故 人の事故 (全国)

件(人)

		2017	2018	2019	2020	2021
死亡	散布中	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	誤用	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	その他・原因不明	0(0)	4(4)	0(0)	1(1)	0(0)
	小計	1(1)	4(4)	0(0)	1(1)	0(0)
中毒	散布中	11(23)	12(23)	9(21)	8(10)	8(16)
	誤用	5(10)	4(8)	2(2)	8(9)	6(6)
	その他・原因不明	4(4)	5(7)	0(0)	5(5)	5(5)
	小計	20(37)	21(38)	11(23)	21(24)	19(27)
計		21(38)	25(42)	11(23)	22(25)	19(27)

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/accident.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html)

(注) 集計した事故には、自他殺は含まない。

「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。

「誤用」は散布中以外の事故(誤飲・誤食等)を指す。

## 2.1 最近の農薬事故 人の事故の主な原因 (全国)

件(人)

原因		2013	2014	2015	2016	2017
散布中	マスク、メガネ、服装等装備不十分	6 (6)	6 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (1)
	使用時に注意を怠ったため本人が暴露	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
	防除器具の故障、操作ミスによるもの	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	散布農薬の飛散によるもの	2 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	被覆が不十分であった等	1 (7)	4 (14)	5 (17)	4 (6)	3 (11)
保管中・管理	保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	6 (11)	3 (3)	2 (2)	8 (9)	6 (6)
	運搬中の容器破損、転倒等	0 (0)	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他		2 (2)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
原因不明		2 (2)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	3 (3)
計		21 (38)	25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/accident.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html)

## 2.1 最近の農薬事故 学校における事故例 (2017年9月)

### 1. 被害事案の概要

散布対象： 小学校の敷地内にある樹木

農薬： 有機リン系殺虫剤、展着剤

被害： 児童が授業を受けている時間帯に農薬散布が行われ、体育館で授業に出席していた児童6名が、咳や気持ちが悪いなど体調不良を訴えた。

### 2. 被害発生までの経緯

- 農薬散布の情報は、農薬散布日の1週間前の職員打ち合わせで、実施日時が共有された。
- その際、当日の午前中は外に出ないこと、午後も樹木や葉に触れないよう自動に指導するよう各職員に指示が行われた。
- 職員室内にも散布日時が掲示され、事前周知はされていたが、保護者及び周辺住民に対しては、事前周知はされていなかった。
- 農薬散布当日、学校側は散布前に校内放送で窓を閉めるように連絡し、教員が後者、体育館を巡回して目視で窓が閉まっていることを確認した。
- 防除業者は、公社側の樹木の散布が終了したことを学校側に伝え、学校側はその報告を受けて窓を開けて良いとの校内放送を行った。
- その後、防除業者は、体育館周辺での散布を行ったところ、体育館で授業をしていた教員が放送を聞き、窓を開けて授業を実施していたため、体育館に農薬が入り込み、それを吸い込んだ児童が被害を受けた。
- 体育館で授業をしていた教員は、体育館の周囲で農薬が散布されることを知らなかった。

## 2.1 最近の農薬事故 学校における事故例 (2017年9月)

### 3. 被害が発生してしまった原因

- **農薬散布を児童が在学し授業を受けている日・時間帯に実施**したこと。
- 小学校の施設管理者と防除業者間、小学校の職員間で、散布当日の作業スケジュールや安全確保対策等の**詳細な情報の共有が不十分**であったこと。
- 教育委員会、小学校の施設管理者および農薬散布を委託された防除業者のいずれも、住宅地通知の周知・徹底を目的とした研修に参加しておらず、**住宅地通知**の内容を十分理解していなかった。

### 4. 県が実施した指導

- 市に対し、小学校における農薬散布業務については、業務を業者に委託する場合であっても、業務委託者である市、小学校も農薬使用に関する責任を有していることから、関連するすべてのものが、住宅地通知の内容に知った対応をとり、農薬使用の必要性を十分検討の上で適切に実施し、万が一にも児童に健康被害を生じさせないように指導した。また県が開催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会等へ参加するよう指導した。
- 防除業者に対し、住宅地通知を再周知し、農薬を使用する際は危害防止に最大限配慮するとともに、県が主催する農薬適正使用アドバイザー認定及び更新研修会に出席するよう指導した。

### 5. 文部科学省

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課は、各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課等へ事務連絡により周知した(2017年10月)。

## 2.1 最近の農薬事故 農作物・家畜への被害 (全国)

件

被害対象	2017	2018	2019	2020	2021
農作物 <sup>a</sup>	3	7	8	12	8
家畜	0	0	0	0	0
蚕	0	0	0	0	0
魚類 <sup>b</sup>	13	5	7	9	5
蜜蜂	33	21	43	29	15

[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/accident.html](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html)

(注) a: ドリフトによる稲の生育不良や葉の変色、たまねぎの生育不良、なしの花の枯死、なすの枯死

クロルピクリン使用後に被覆をしなかったり、高温で揮発量が増加し野菜類の葉が変色。薬剤の誤用で葉物野菜が枯死。

b: 農薬を河川に廃棄し、河川水から農薬の成分が検出された。

因果関係は明確ではないが、農薬の成分が河川及び斃死魚から検出された。

# 2.1 最近の農薬事故：蜜蜂の被害をなくすために

- ✓ 農薬使用基準の遵守
- ✓ 農薬使用者と養蜂業者の情報共有
- ✓ 近くにハチが飼われていることが分かっている場合、巣箱を移動してもらおうとか、ミツバチに影響の少ない剤を選び、最も活動の多い午前中の8時～12時の時間帯を避ける。



2023年2月22日 2022年度緑地管理研究会

**農家の皆様へ**

**農薬散布の際に  
ミツバチへの  
被害を防ぐために**

ミツバチは、果樹園や畑地などに花蜜や花粉を求めて飛来します。  
水稲は蜜源作物ではありませんが、ミツバチが水田に飛来することがあります。  
水稲カメムシ防除に散布する農薬により、ミツバチに被害が発生しないようにしましょう。  
水田や果樹園・畑地に農薬を散布する場合は、ミツバチの被害を防ぐために、  
以下の点に注意してください。

- 1. 農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認して、ミツバチに影響がある農薬を使用する際は特に注意しましょう。
- 2. ミツバチの巣箱およびその周辺に農薬が飛散しないよう、風速や風向きに注意しましょう。
- 3. ミツバチの活動が最も盛んな時間帯(午前8:00～12:00)を避け、できるだけ早朝または夕刻に農薬を散布するようにしましょう。
- 4. 養蜂家との情報交換を徹底できるように。  
養蜂が行われている地区で、ミツバチに影響がある農薬を使用する場合は、農薬散布日・農薬散布方法など農薬使用に係る情報をあらかじめ都道府県の農業指導課等に通知をお願いいたします。

農薬工業会

## 本日の内容

1. 農薬について
2. 農薬の安全な使用方法
  - 2.1. 最近の農薬事故
  - 2.2. 保護具の話**
  - 2.3. 農薬の保管と管理
3. 住宅地等での農薬使用
  - 3.1. 実態と通知の改正点
  - 3.2. 適切な農薬飛散防止対策
  - 3.3. 情報共有

農薬を正しく使うため

**きちんとマスクを  
つけましょう!**



お問い合わせ先

公益社団法人 緑の安全推進協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4  
TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513  
<http://www.midori-kyokai.com>

農薬工業会  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階  
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245  
<http://www.jcpa.or.jp>

農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用  
などに関する講師派遣のお問い合わせは  
(公社)緑の安全推進協会 ☎03-5209-2512

## 2.2 保護具の話：保護具の種類

マスク(次ページで)



帽子

保護メガネ

- ゴーグル型で曇り止め加工
- 上下部分に換気口
- メガネの上から装着できる大きさ



手袋

- 乳剤、水和剤の調製時はゴム手袋かビニール手袋を着用
- 汗で不快な時はアンダー手袋を。
- 手袋マーク表示の時は、不浸透性素材を。



防除衣

- フード付き
- 長袖・長ズボン
- 不浸透性・耐水性
- 防水性・通気性
- 軽くて作業しやすい
- 水洗い可
- ズボンの着脱時に引っ張っても破れないこと

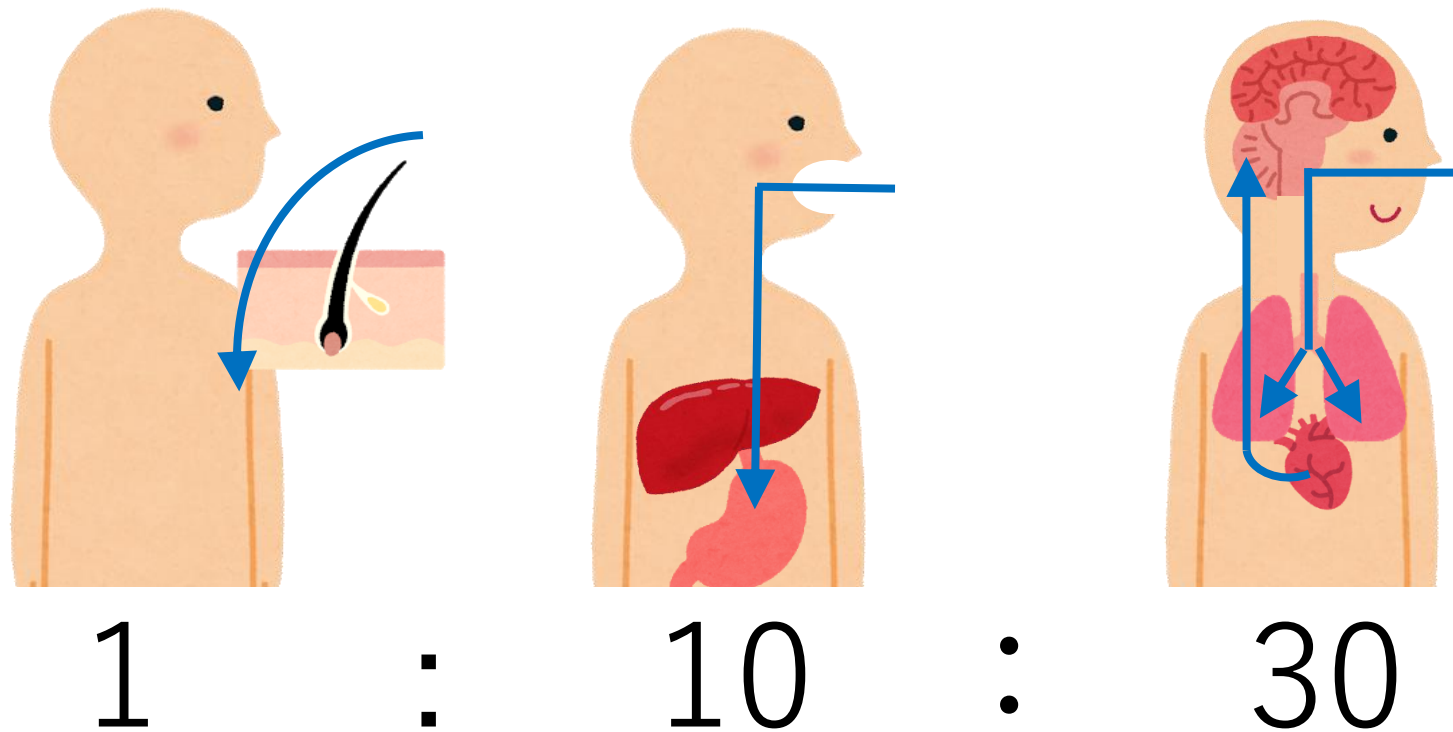


靴

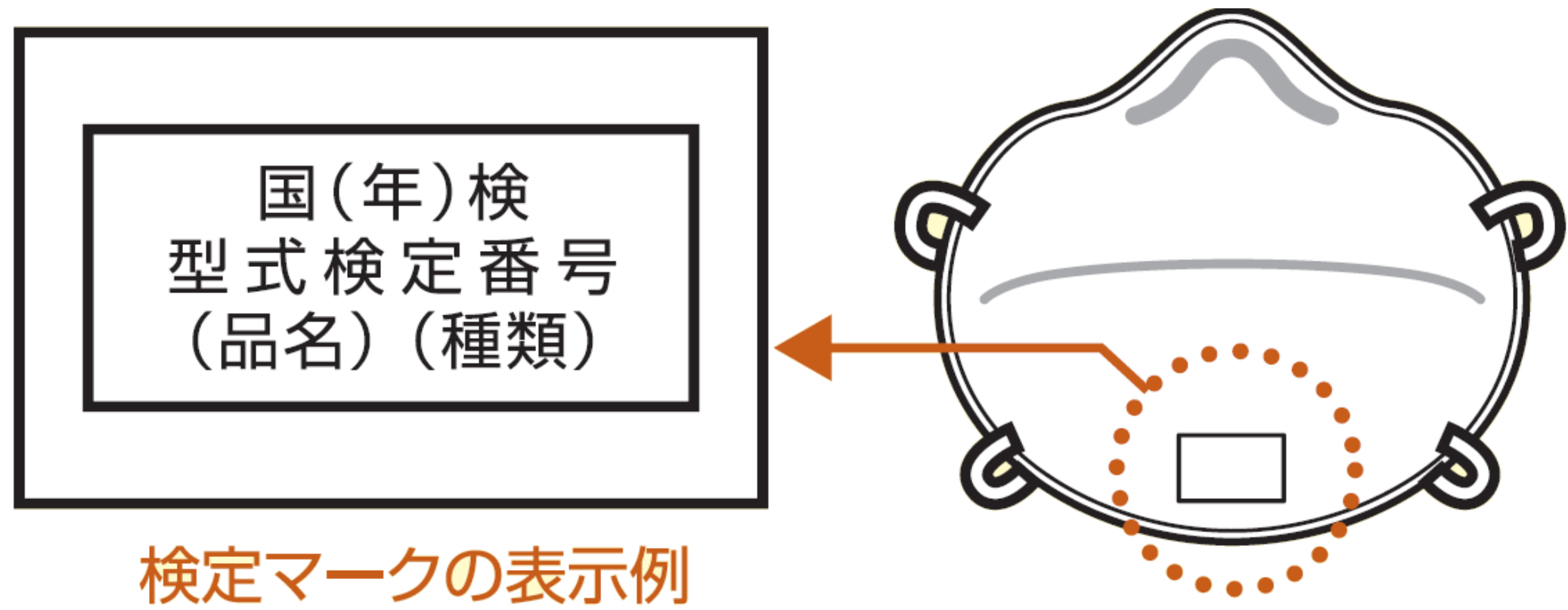
- 防水性、滑りにくい靴底
- 農薬ラベルにゴム長靴着用があれば必ず守る事。
- 防除衣ズボンのすそを長靴より外に出すこと。

## 2.2 保護具の話：マスクは安全対策上こんなに有効

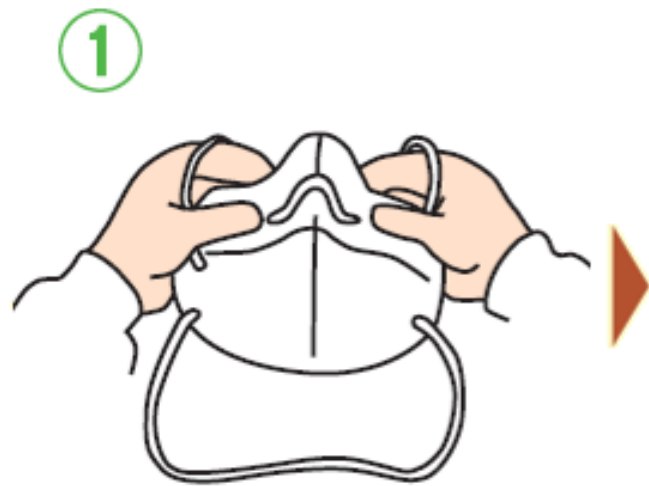
- 皮膚吸収：口からの飲下：鼻や口からの吸入 = 1 : 10 : 30
- マスク着用で鼻と口からの吸入・飲下を防止
- 農薬散布は重労働で、呼吸量は平時の数倍に増えることもあり、マスク着用は安全対策上有効です。



農薬散布用のマスクには、「国家検定合格品」（厚生労働省）を選ぶことを推奨します。合格品には、下記のような検定マークがついています。



## 2.2 保護具の話：正しいマスクの装着法



鼻あてを曲げ、  
鼻の形にあわ  
せます。



面体を顎に包む  
ようにあて、先  
に下のひもを首  
にかけてから、  
上のひもを頭上  
後部へつけます。



両手で鼻あてを  
鼻に密着するよ  
うに押します。




×片手で  
鼻をつま  
むのはNG。

<https://www.jcpa.or.jp/assets/file/labo/books/leaf15.pdf>


## 2.2 保護具の話 : 目的に合わせマスクを使い分けましょう。




### 農薬散布に使用するマスクの手引き



- ・粉剤・液剤散布用マスク[対象農薬]  
粉剤、DL粉剤、微粒剤、粒剤、乳剤、水和剤、ゾル剤、フロアブル剤、水溶剤、液剤の農薬に使用する。



- ・急性毒性の高い粉剤・液剤散布用マスク[対象農薬]  
農薬のラベルに「**医薬用外毒物**」、「**医薬用外劇物**」の表示がある粉剤、DL粉剤、微粒剤、粒剤、乳剤、水和剤、ゾル剤、フロアブル剤、水溶剤、液剤の農薬には、このマスクを使用する。



- ・土壌くん蒸剤用マスク[対象農薬]  
土壌くん蒸剤のクロルピクリン剤、D-D剤、ヨウ化メチル剤などガス化する農薬にはこのマスクを使用する。

<http://www.nikkunkyo.or.jp/mask/mask.pdf>

無料ダウンロード可

## 2.2 保護具の話：農薬事故の応急処置

### 医師への連絡

1. 身体に異常を感じたら、必ず医師に連絡、指示に従う。
2. 吐かせてはいけない場合
  - 意識障害やけいれんのあるとき
  - 石油系の溶剤を使ったものを飲んだとき
  - 粘膜腐蝕性のものを飲んだとき
3. 医師には次のことを必ず伝える。
  - 農薬の名称
  - 状況（散布中か、誤飲か、自殺か等）
  - 量および時刻
  - 農薬の現物（ラベル付き）があれば持参

**お医者さんへは下記の点をお伝えください。**

1. 異常時の状況は…体のどこが？、どんな具合？、いつから？
2. 使った農薬は？…  
名称は？、取扱量は？、  
取扱時間は？
3. 農薬の現物あるいはラベルを持って  
いきましょう



**処置法など不明なことは、医師を通じ下記にお尋ねください。**

**(公財)日本中毒情報センター(中毒110番)**

電話番号	一般市民専用電話 (情報提供料:無料)	医療機関専用有料電話 (情報提供料:1件 2,000円)
大阪 (365日、24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日、9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

## 2.3 農薬の保管と管理：注意事項

倉庫や納屋あるいは農薬専用の保管庫に必ず鍵をかけて保管



危険防止のため、原液や希釈薬液を小分けして保管したり他人に譲渡しない。



誤飲の恐れがあるので、他の容器には絶対に移し替えない。



飲食物や食器類とははっきり区別して、子供や認知症などの方の手の届かない所へ保管



- ⚠ 使用済み農薬の空容器は、他の用途には絶対使わないこと。
- ⚠ 使用残農薬を茶やジュース等の空容器への移し替えは禁止。

原図出典：農薬工業会リーフレット及びシンジェンタジャパン(株)資料

## 2.3 農薬の保管と管理：毒劇物は特に注意

購入時、下記の事項を記載し捺印した書面  
(譲受証、5年間保存)が必要：

- ✓ 毒物又は劇物の名称及び数量
- ✓ 販売または授与の年月日
- ✓ 譲受人の氏名、職業及び住所

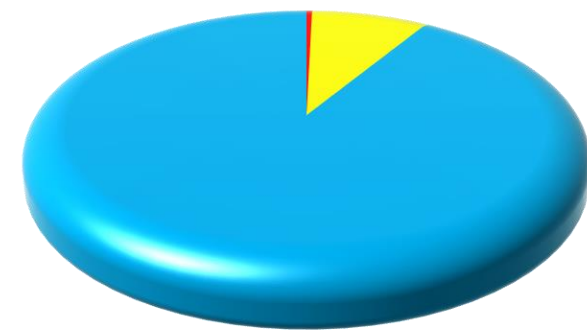
**購入した毒劇物は他の人に譲渡できない。**

盗難紛失を防ぐため：

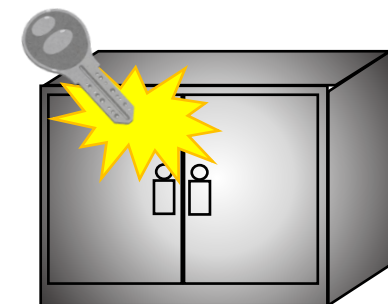
- ✓ **鍵**のかかる場所に保管する
- ✓ 薬品の**管理簿**を作成し使用量、残量が把握できる体制作りをする。
- ✓ 盗難・紛失事故が発生した場合には、**直ちに警察署**に届け出なければならない。

保管場所は飛散、漏れ、浸みだし等を防ぐ：

- ✓ **漏洩等の事故**が発生した場合には、直ちに**保健所、消防署**又は**警察署**に届け出る。
- ✓ 必要な応急の措置を講じる必要がある。



(独)農林水産消費安全技術センターしらべ(2018)



**110番**



**119番**



## 2.3 農薬の保管と管理：しっかり記帳しましょう。

農薬を使用したら、次の事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

(平成15年農水省・環境省令第5号)

- ① いつ使ったか： 年 月 日
  - ② どこで使ったか： 場 所
  - ③ 何に使ったか： 農作物等
  - ④ 農薬の種類または名称
  - ⑤ 農薬の単位面積当りの使用量または希釈倍数
- 生産履歴管理や栽培管理日誌としても記載できる。
  - ゴルフ場では、農薬使用管理責任者を選任し、農薬の購入量、使用量を記録する。



### 期待できることは

1. 情報提供で信頼が高まる。
2. 農薬の効果的な使用法が検証でき、無駄な使用が減らせる。
3. 技術のチェックで作業効率の安定、品質の向上、労働時間・経費の節約に役立つ。

## 2.3 農薬の保管と管理：洗浄液の処理

散布作業後、散布器具、タンクやホースを洗うとき・・・

- 作物のそばでの洗浄や、住宅地周辺での洗浄は避ける。
- 河川、用水路、下水など水系に流出することの無い場所で洗浄する。
- 洗浄液は、環境や後作に影響しないよう配慮し、作物の植え付けされていない圃場の土壌に撒く。

作物のそばでの洗浄や、住宅地周辺での洗浄は避けましょう。



余った農薬や容器に付着した農薬は、河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。



農薬を使ったあとは…

### きちんと後片づけをしよう!

使ったあとの片づけは大事だよ。

きちんと片づけると気持ちがいいよね。

それに、環境への配慮も大切だよ。

お問い合わせ先

<b>公益社団法人 緑の安全推進協会</b> 〒101-0047 東京都千代田区 内神田3-3-4 TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513 www.midori-kyokai.com	<b>農薬工業会</b> 〒103-0025 東京都中央区 日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階 TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245 www.jcpa.or.jp
--	--

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用などに関する講師派遣のお問い合わせは  
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

<https://www.jcpa.or.jp/assets/file/labo/books/leaf10.pdf>

農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないよう使い切るのが基本。

農薬を付着したまま廃棄しない。

空容器の3回洗浄の励行

- 3回洗浄で農薬残液の99%以上が除去できる。

使用済み農薬の空容器

- 他の用途には絶対使わないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

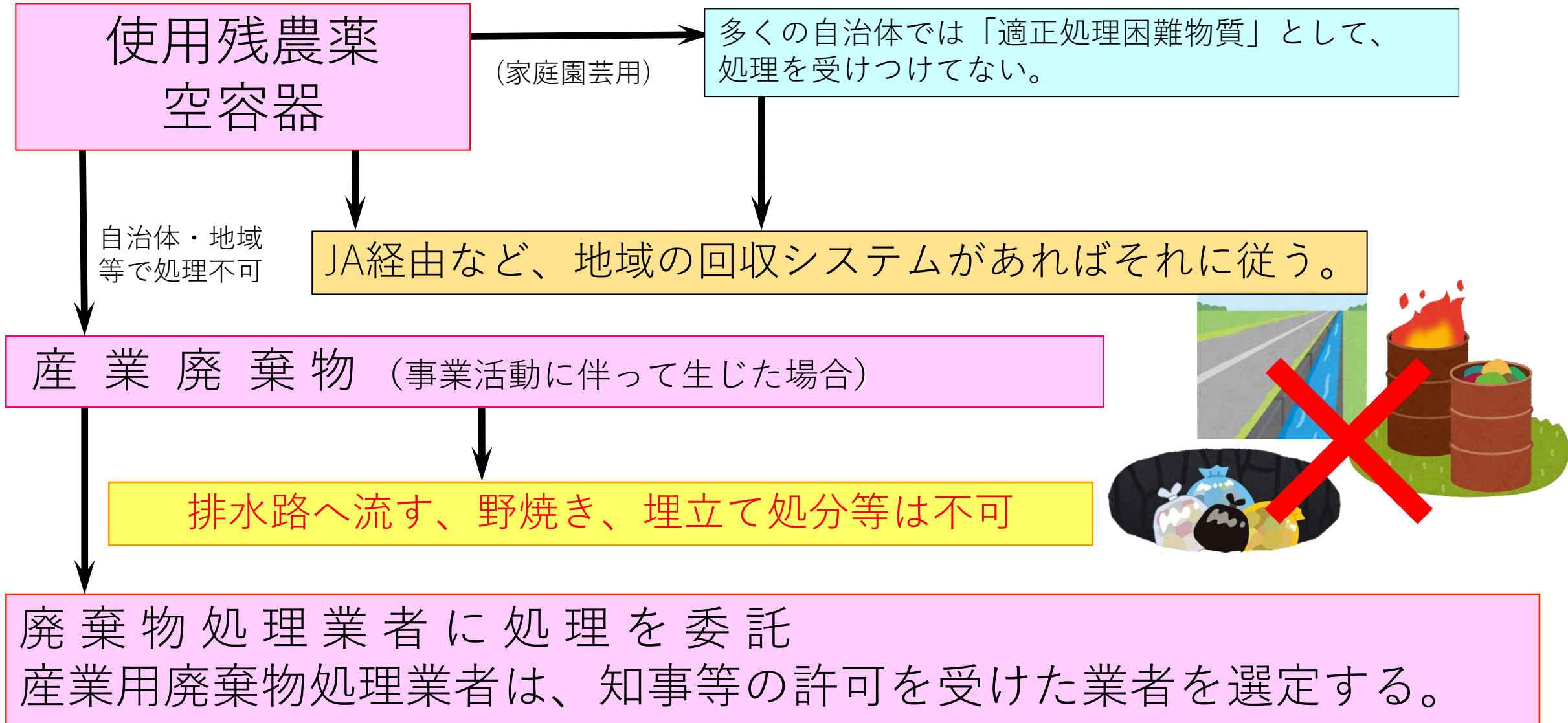
- 空容器の野焼きは厳禁。
- 空容器の処分に当たっては、基準に適合した処分を行う。



## 2.3 農薬の保管と管理：不用品の処分

1. 農家、防除業者やゴルフ場などで不要になった農薬、空容器及び剪定枝等は産業廃棄物となります。廃棄については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」が適用されます。その際、自らが適切に廃棄するか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処分を委託する必要があります。
  - 産業廃棄物処理業者には、①産業廃棄物処分業者と②産業廃棄物収集運搬業者の2つがある。
  - 産業廃棄物処理業者は（公社）全国産業資源循環連合会（旧全国産業廃棄物連合会）のHPから検索可能。  
<https://www.zensanpairen.or.jp/>
2. 家庭園芸用農薬については、処分を行う行政により処分方法が異なることがあるので、地元の市町村に確認が必要です。

## 2.3 農薬の保管と管理：空容器・廃農薬の適切な処分



[マニフェスト (管理票)の交付義務]

## 2.3 農薬の保管と管理：廃掃法違反罰則（主なもの）

違反内容	罰則
<ul style="list-style-type: none"><li>• 無許可業者に処理を委託</li><li>• 廃棄物処理施設を無許可で設置</li><li>• 不法投棄(未遂含む)、不法焼却</li></ul>	5年以下の懲役若しくは1000万円の罰金またはこの併科 (違反事項によっては、法人に対して3億円以下の罰金)
<ul style="list-style-type: none"><li>• 契約証への許可証の添付漏れ</li><li>• 契約書の5年保存義務違反など</li></ul>	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこの併科
<ul style="list-style-type: none"><li>• 管理票の虚偽記載</li><li>• 管理票の未交付</li><li>• 管理票の5年保存義務違反など</li></ul>	6か月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

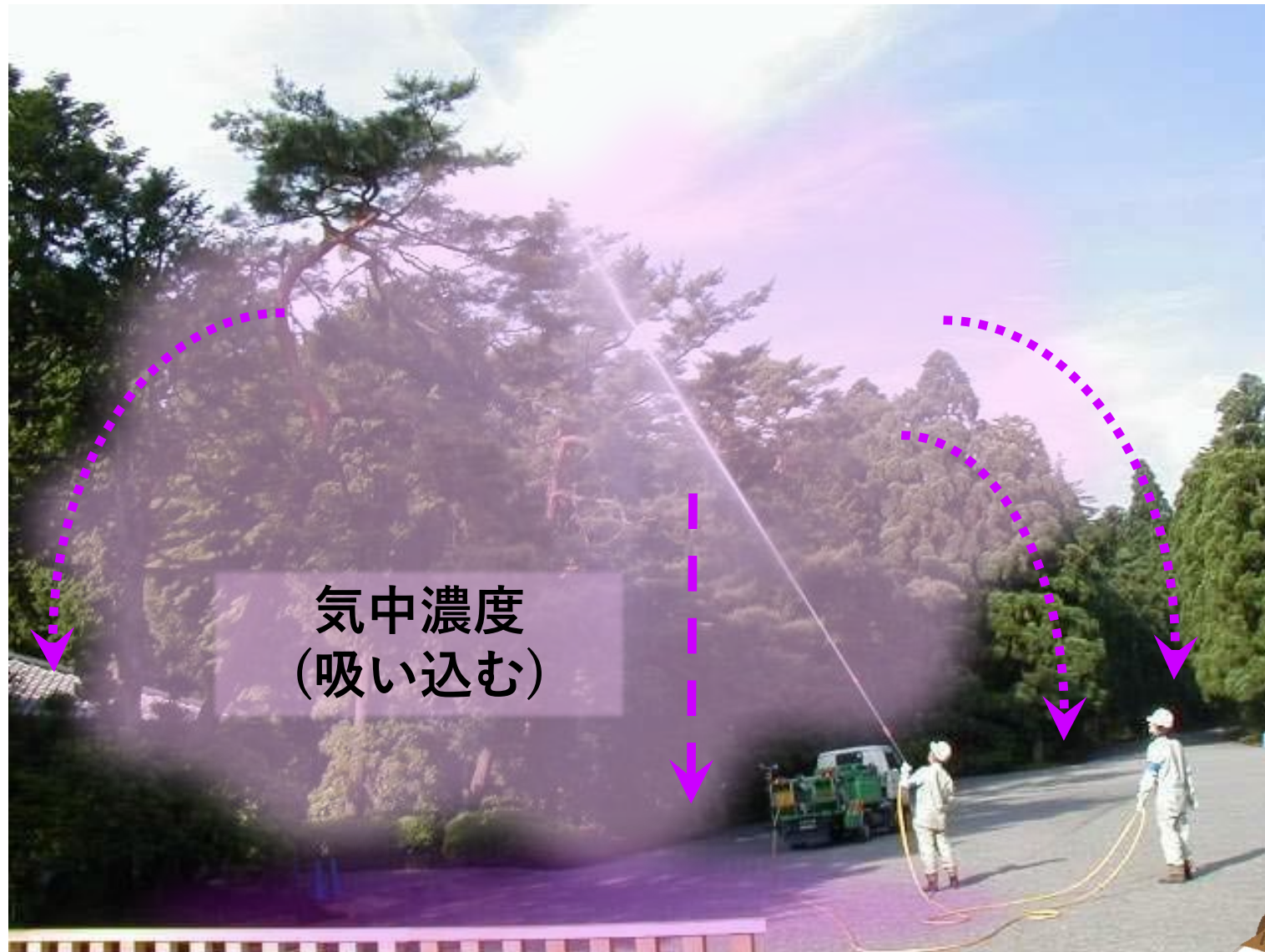
### 3.1 実態と通知の改正点：住宅地・街路樹の農薬散布風景



住民、通行人、自動車などへの飛散によるリスク

### 3.1 実態と通知の改正点：住宅地・街路樹の農薬散布風景

- リスク
- 作業者
  - 入園者
  - 通行者
  - 近隣住民
  - 建築物
  - 自動車
  - ペット



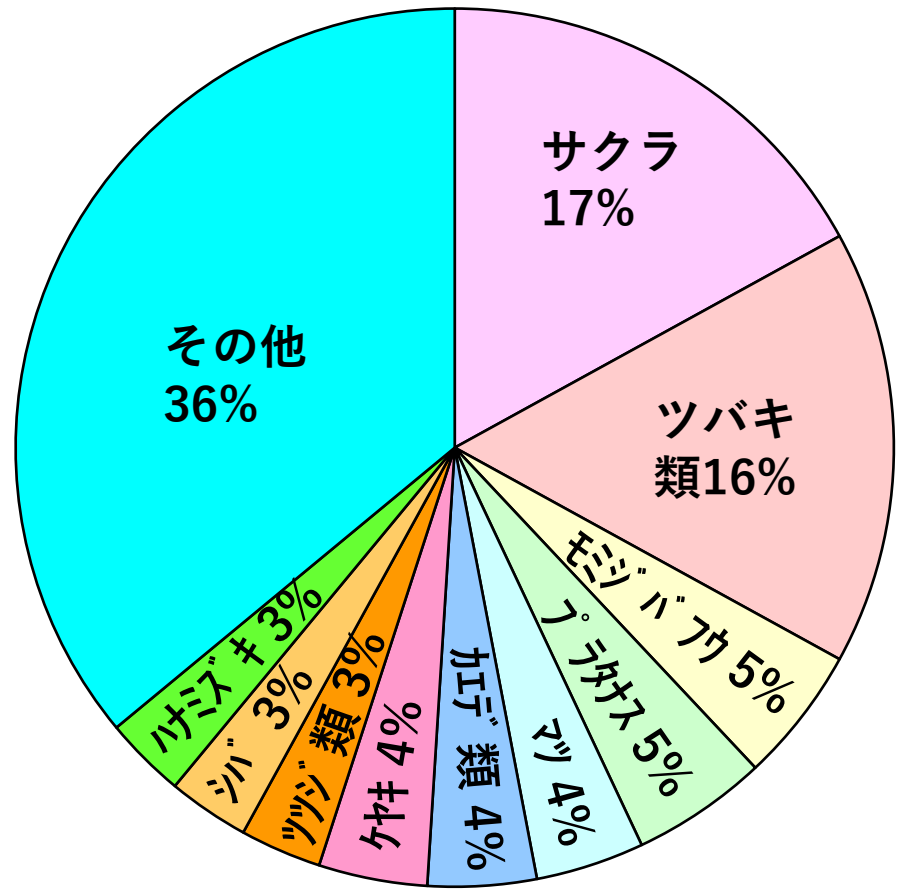
落下ミストや  
枝からのしずく

下草や土壌（皮膚に接触したりペットが舐める）

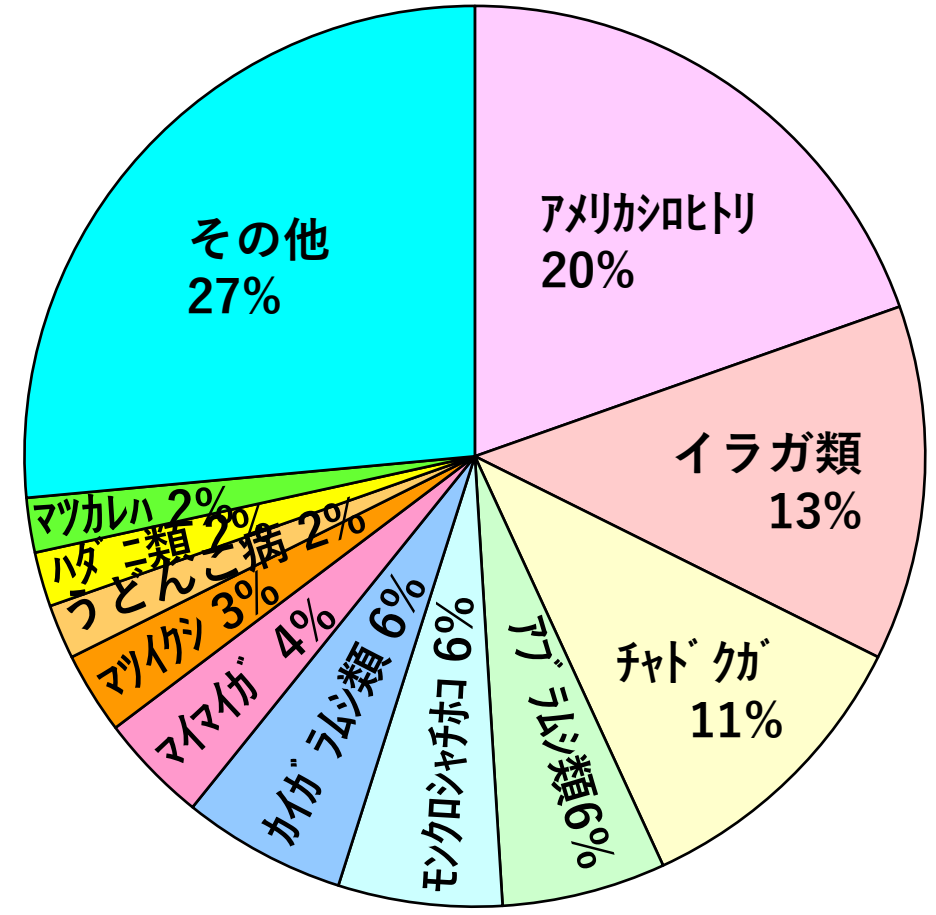


自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査結果 (2007年環境省)

被害の多い樹種・草種

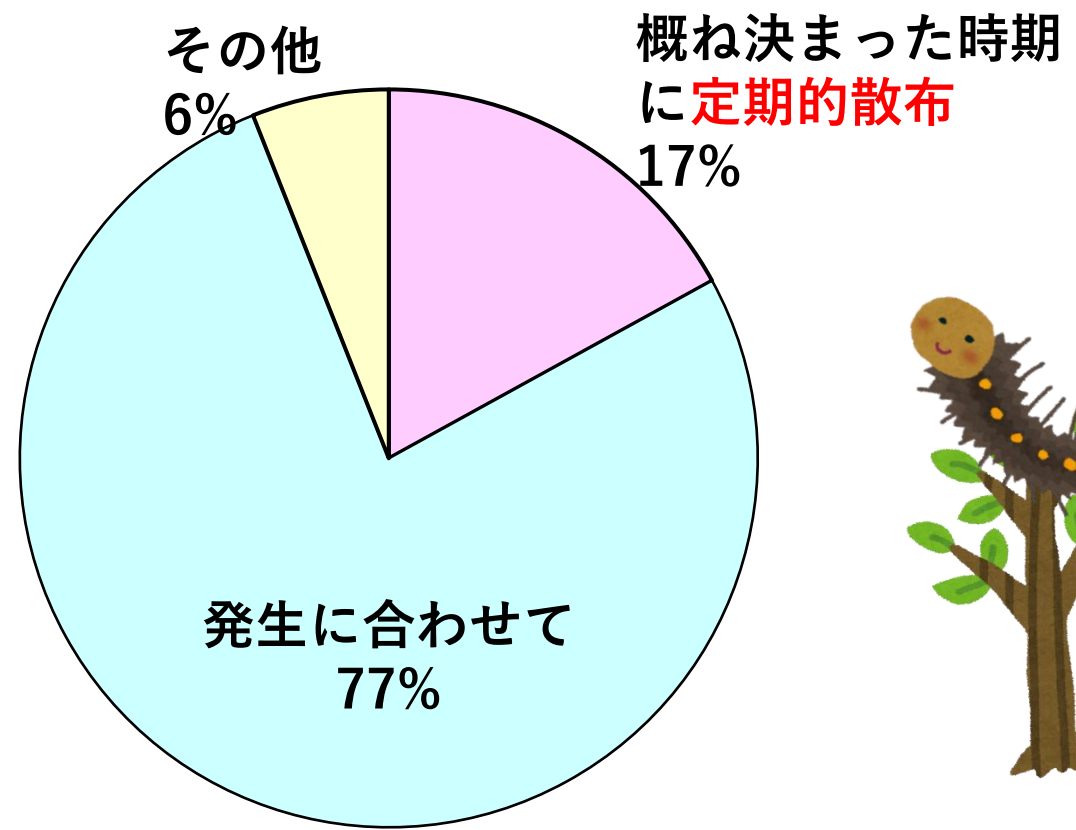


報告の多い病害虫

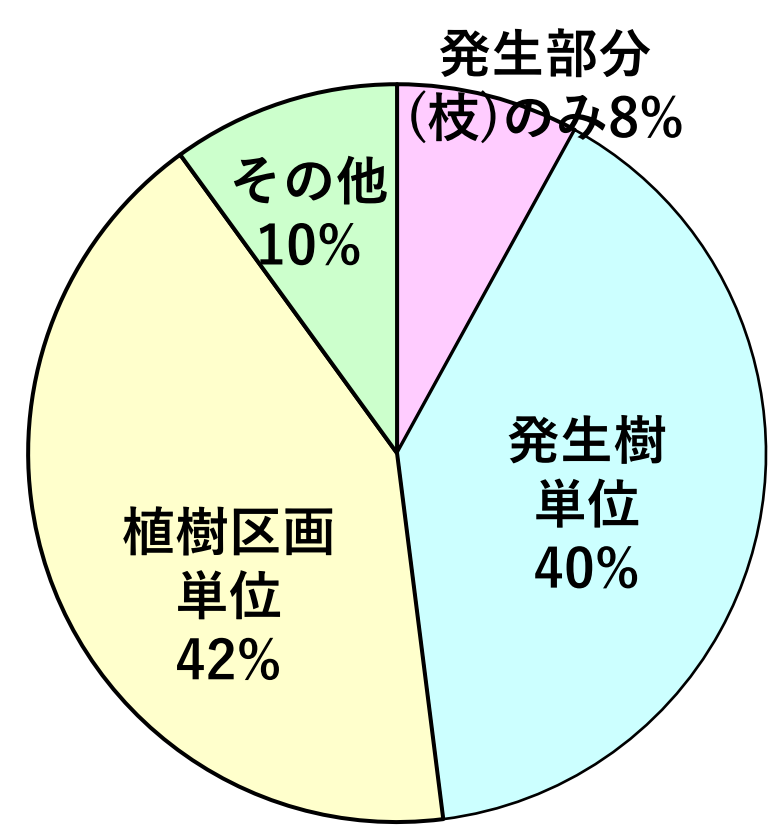


被害がみられないのに、定期的な散布をしていることが問題  
⇒事故リスクや抵抗性リスク

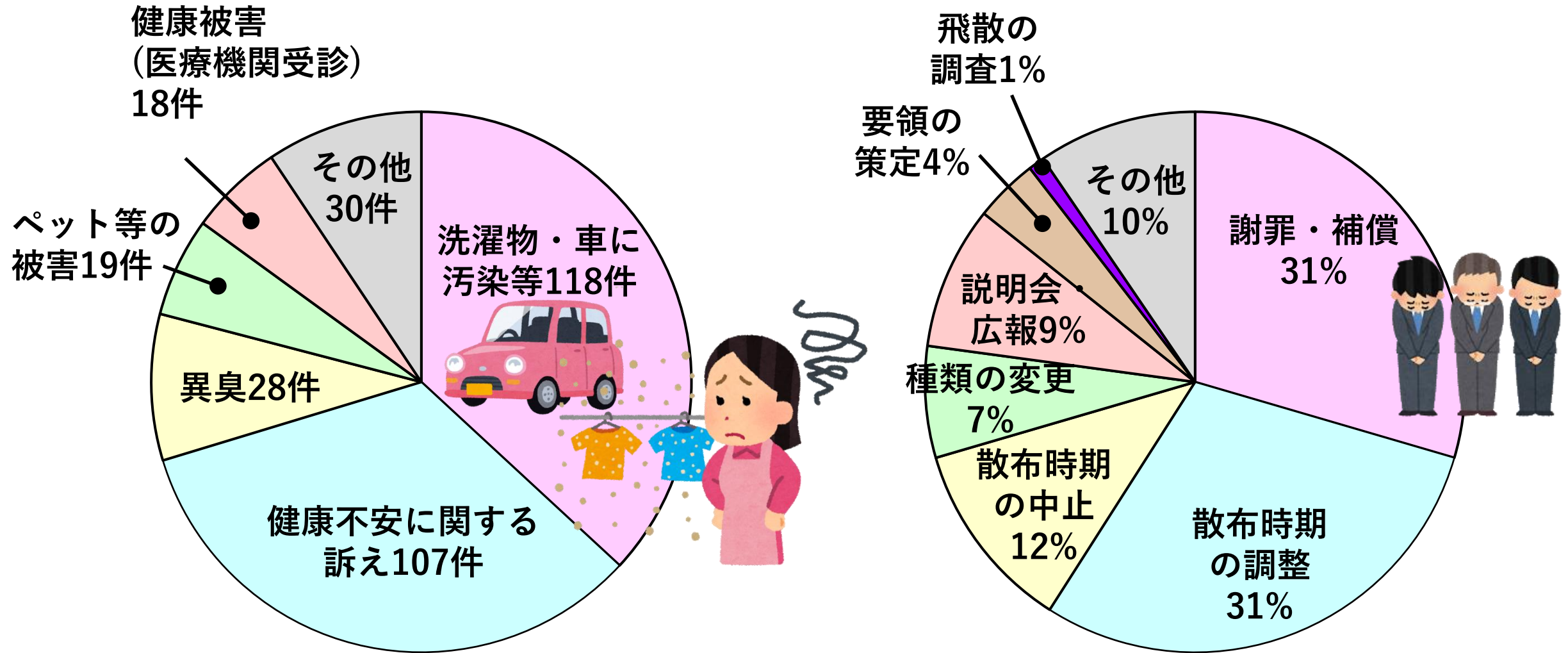
散布の判断は？



散布の範囲は？



## 頻度の高いものを調査



「**住宅地等における農薬の使用**」については、**法令で規定**されている。

農薬取締法第二十五条第1項「農薬の使用の規制」に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」

農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、**農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。**



### 3.1 実態と通知の改正点：住宅地等におけるトラブル例

- ✓ 使用者から事前に周知がなかったため、被害防止対策を取れなかった。

例) 健康に影響が出た。洗濯物、車などに被害を受けた。

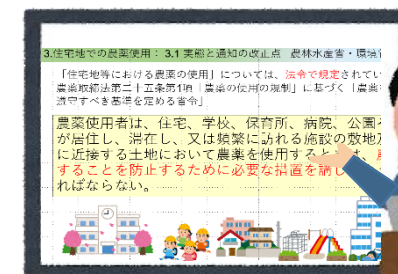
- ✓ 使用者に事前周知を依頼したが、対応して貰えなかった。

- ✓ 近隣住民には事前周知していたが、通学路や犬の散歩道として隣接道路を利用する者が農薬使用を知らず、被害を受けた。

- ✓ そもそも、使用者等が住宅地等通知を知らない。



このような事案が発生しないよう啓発普及に努めたいと考えます。



住宅地等における農薬使用については本通知などを通じて指導を行ってきた。しかしながら、依然として

- 児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、
- 街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、
- 周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例

等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

### 2013年の主な改正点の概要(1)

#### 1. 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

- 植栽管理を業務委託する際の業者入札要件に「実施責任の資格保有」を規定すること。(農薬管理指導士など)
- 植栽管理部局の担当者は、通知周知・徹底を目的とした研修へ定期的に参加すること。
- 周辺住民からの相談に応じる窓口設置など体制整備を行うこと。

#### 2. 住宅地等の定義変更(農薬使用を規制する対象の拡大)

- 学校、保育所病院公園等の共施設内
- 街路樹
- 住宅地に近接する森林等
- 人が居住し、滞在し、または頻繁に訪れる土地または施設の植栽
- 住宅地内及び住宅地に近接した農地(市民農園や家庭菜を含む)において栽培される農作物

### 2013年の主な改正点の概要(2)

#### 3. 周辺住民への周知の強化

事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。

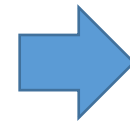
ただし、自らの敷地内において、周辺への飛散が考えられないような方法で散布する場合は、周辺住民への周知を行うことは求められておりません。  
公園・街路樹等病害虫・雑草マニュアル(環境省)



事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕を持って幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分に配慮すること。

#### 4. 立ち入り規制

立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。



立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

## 3.1 実態と通知の改正点：住宅地等における農薬使用

### 以前と同じだけど重要な点

1. unnecessary 農薬散布はできるだけ抑制する。
  - 定期的な散布は行わず、病害虫の発生に応じた適切な防除の実施
  - 病害虫の発生しにくい作物の選定や環境の整備
  - 農薬散布に頼らない防除方法の選択
2. やむを得ず、農薬を散布する場合には
  - 最小限の区域に留める
  - ラベル (回数、使用量、濃度等) 及び使用上の注意事項遵守
  - 風の強さ、散布時間帯、ノズルの向き等に注意
  - 周辺への事前周知
  - 使用農薬の記帳
  - 農薬の現地混用はしない。(特に有機リン剤)
3. 散布後に周辺住民等から体調不良等の相談があった場合、農薬中毒に詳しい病院又は日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介

### 3.1 実態と通知の改正点：マニュアル事例集

公園マニュアルの優良な活用事例を取りまとめ、**2013年**と**2017年**に優良事例集として環境省がホームページで公表。

- ① 地方公共団体や防除業者において、関係者に対して公園マニュアルの内容を普及啓発。
- ② 公園マニュアルの内容に基づき、適切な防除を実施

#### 公園・街路樹等病害虫・雑草 管理マニュアル 優良事例集



平成25年3月  
環境省 水・大気環境局  
土壌環境課 農業環境管理室



#### 公園・街路樹等病害虫・雑草 管理マニュアル 優良事例集

Vol.2



平成20年3月  
環境省 水・大気環境局  
土壌環境課 農業環境管理室



[https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan\\_risk/manual1\\_kanri\\_cases.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri_cases.html)

散布された農薬(粒子)が、目標物以外に飛散する現象

一般的に： 粉剤 > 液剤 > 粒剤



### ドリフトに伴う問題

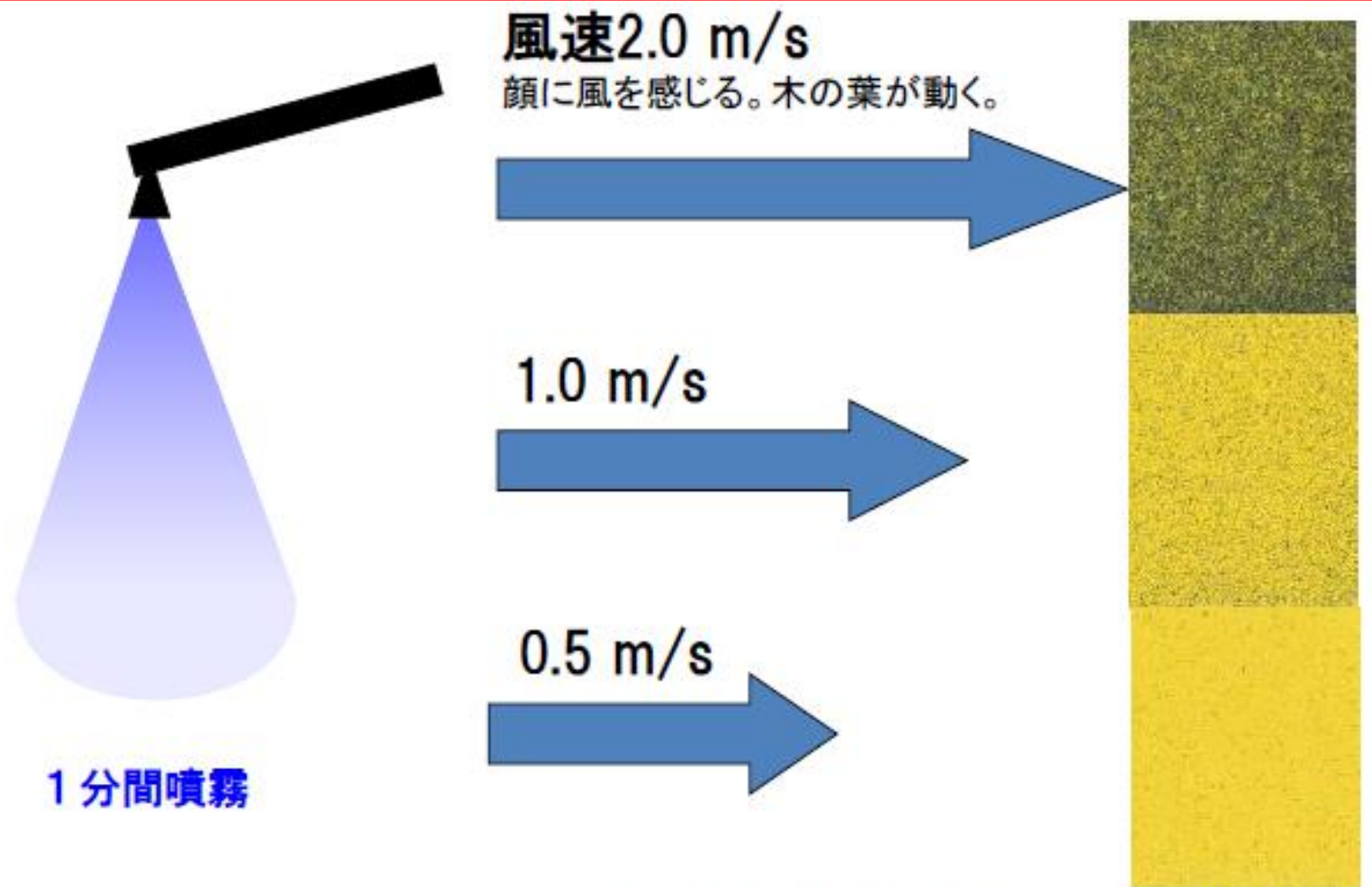
- 公共用水域への農薬混入など環境への影響
- 近隣の農作物への影響
- 近隣の住民などとのトラブル

資料：日本植物防疫協会JPPA

### 3.2 適切な農薬飛散防止対策：ドリフトが起こりやすい要因

	条件	備考
風速	強い	秒速 3 m以上では問題を生じやすい。
噴霧粒子	小さい	0.1 mm以下でドリフトしやすい。
散布位置	散布対象作物から離れている。	散布位置が対象作物から遠いとドリフトしやすい。
散布の向き	上向き	果樹、木など背丈の高い作物への散布
散布量	多い	散布量が多いほど飛散する量も多くなる。
送風	強い	スピードスプレーヤーの場合

風が弱い時に風向に気を付けて散布する。



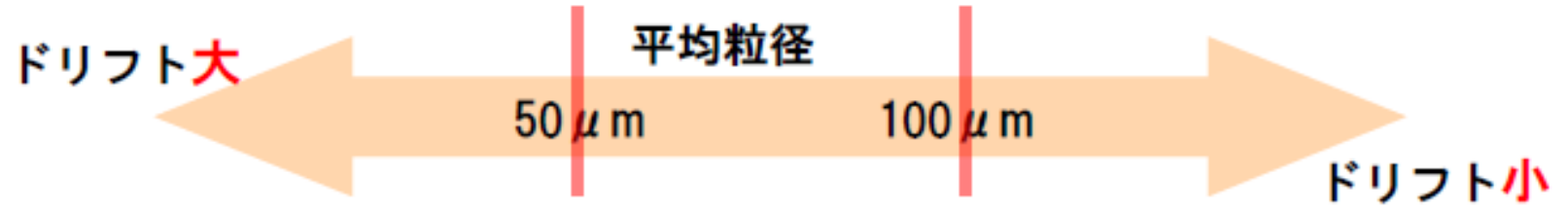
資料：日本植物防疫協会 **JPPA**

3m 風下地点

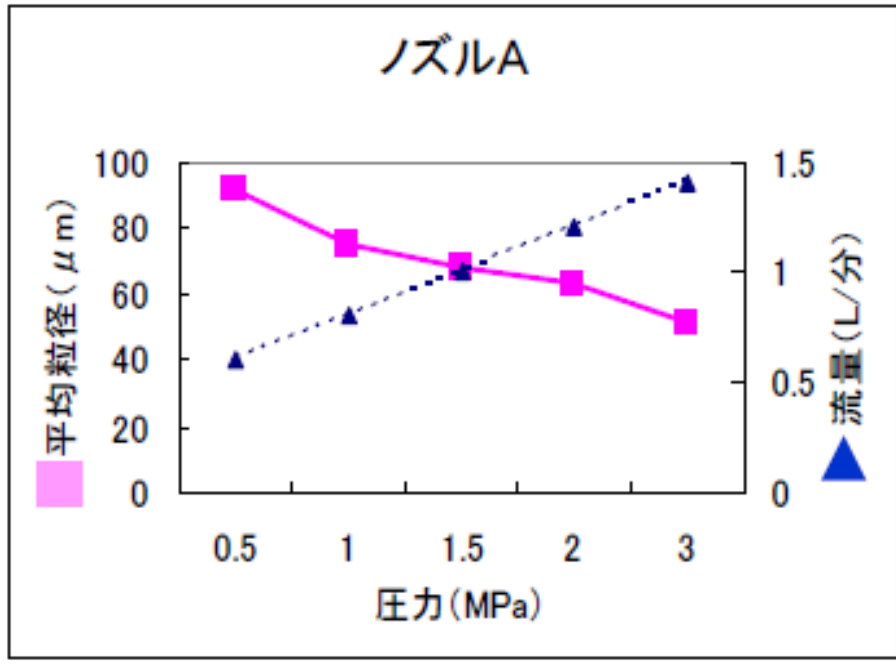
散布の方向や位置に注意する。



適切なノズルを用いて適正な圧力で散布する。



- 粒径が小さいほどドリフトしやすくなる。
- 散布圧力を高めるほど微細になる！

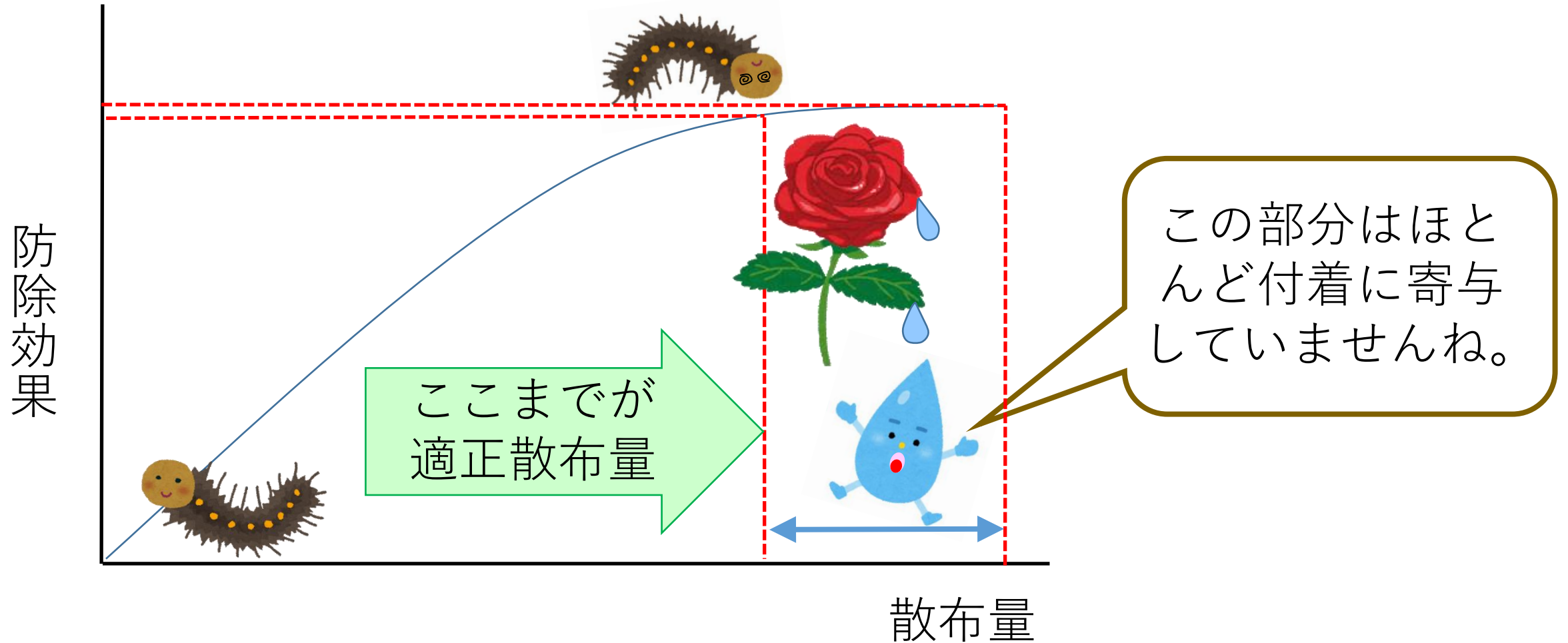


慣行ノズルも様々。細かすぎるノズルはなるべく使用しない。

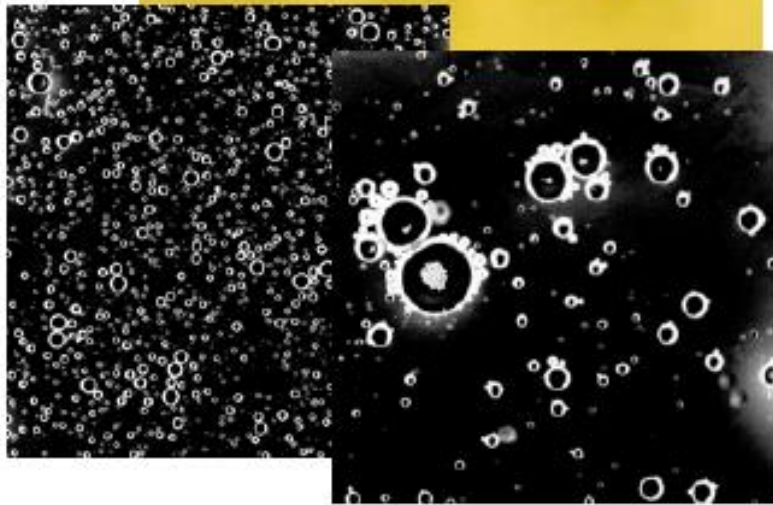
資料：日本植物防疫協会 **JPPA**

### 3.2 適切な農薬飛散防止対策：基本的な操作④

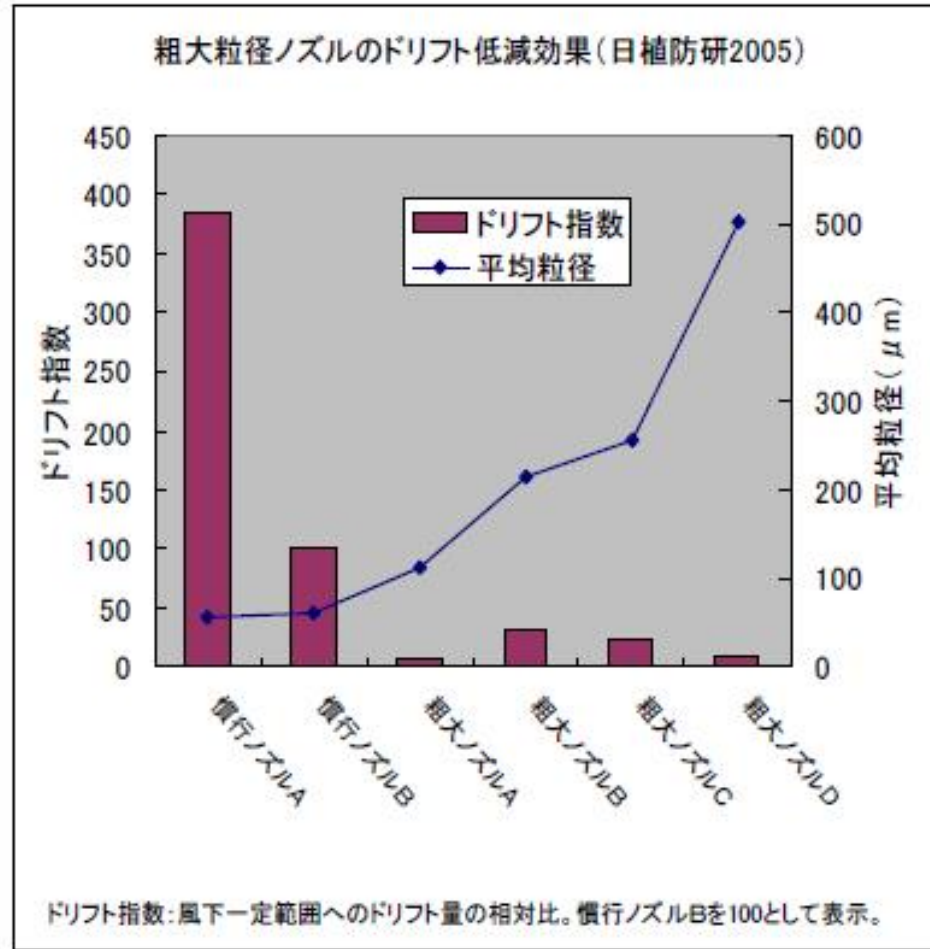
- ドリフト量は散布量にほぼ正比例します。
- 適正散布量を超えた散布は無意味です。



## ドリフト低減ノズルを使用する

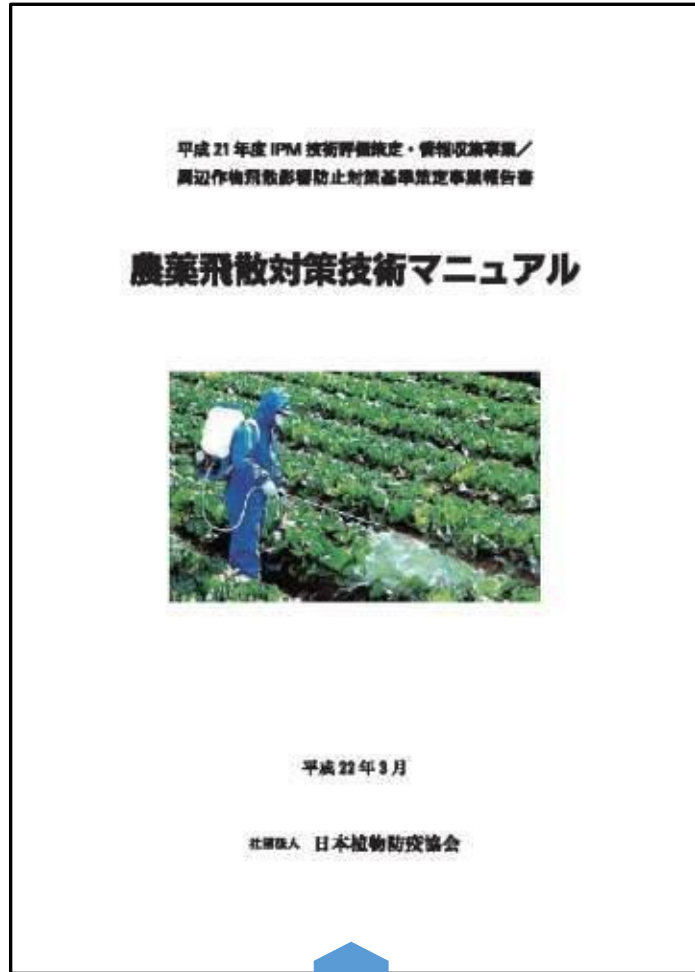


空気を混入したタイプが主流。  
海外でも同様。



JPPA

# 農薬飛散対策技術マニュアル



無料ダウンロード可

農薬の施用方法別に飛散状態を確認し、飛散対策技術をマニュアル化したものです。

### 1. 飛散対策の目的

- ① 飛散のメカニズム
- ② 飛散に伴う問題
- ③ 飛散に関する指導や規制

### 2. 飛散対策の基本

- ① 飛散の要因とリスク
- ② 基本的散布技術
- ③ 対策の組み立て方

### 3. 個々場面での対策技術

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g\\_nouyaku/manual/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/)

## 3.2 適切な農薬飛散防止対策：公園・街路樹の防除で気を付けたいこと

### 1. 農薬を用いない防除

- ① 病害虫の早期発見発生初期であれば物理的防除（剪定、焼却、こも巻など）で対応可能
- ② 発生原木の除去
- ③ 病害虫に強い作物や樹種、品種の利用

### 2. 安全を優先とした農薬の使用

- ① 農薬の適期使用
  - ・ 被害の拡大する前に使用
  - ・ 全面散布でなく、発生部分にスポット散布
- ② 飛散の心配が無い農薬の使用
- ③ 飛散防止対策の実施

### 3. 農薬使用の際の周辺住民対策

- ① 使用に関する事前周知の実施
- ② 使用後の立入制限の実施



# 3.2 適切な農薬飛散防止対策：飛散の心配のない農薬



低灌木(つつじ)類には粒剤、土壌処理剤など



## 3.2 適切な農薬飛散防止対策：望ましい体制づくり

- 病害虫の防除は、早期発見と時期を逃さずに対処することが重要
- しかし、病害虫の発見後に防除の方法や住民の意見集約などを行う場合、防除実施までに時間がかかり、適期を逸するおそれがある。
- このため、**病害虫の発見から防除の判断・実施に至る流れ**をガイドライン等で事前に定めておくことが望ましい。
- 例えば、公園の管理責任者など防除について知見のある者が、そのガイドラインを参考に地域の実情等にあわせた「**管理方針**」の草案を作成し、**住民との相談**の上、その町内会等における防除の基本方針として定めておくなど。
- 農薬散布に係る苦情等に備えて、**相談窓口を設置**し、農薬散布状況(散布の目的、農薬名、農薬散布日時、剤型、希釈倍率等)を**集中的に情報管理**することが望ましい。
- 散布場所の管理者が、散布状況について良く把握し、市民からの問い合わせ等に対応できるよう体制整備を行う。

## 3.2 適切な農薬飛散防止対策：参考になるマニュアル

公園・街路樹等における病害虫・雑草管理への配慮 住宅地や公園等で植栽されている植物は様々で、発生する病害虫・雑草も多様であり、さらにこれらに対する詳しい知見もないのが現状です。



### 公園・街路樹等病害虫・雑草マニュアル (環境省)

- ① 病害虫の発生の少ない花木等の品種の選定
- ② 発生しにくい環境作りの工夫
- ③ 観察や病害虫発生予察等による早期発見
- ④ 発生した場合の危害の判断
- ⑤ 農薬使用も含めた防除に係る施策の実施

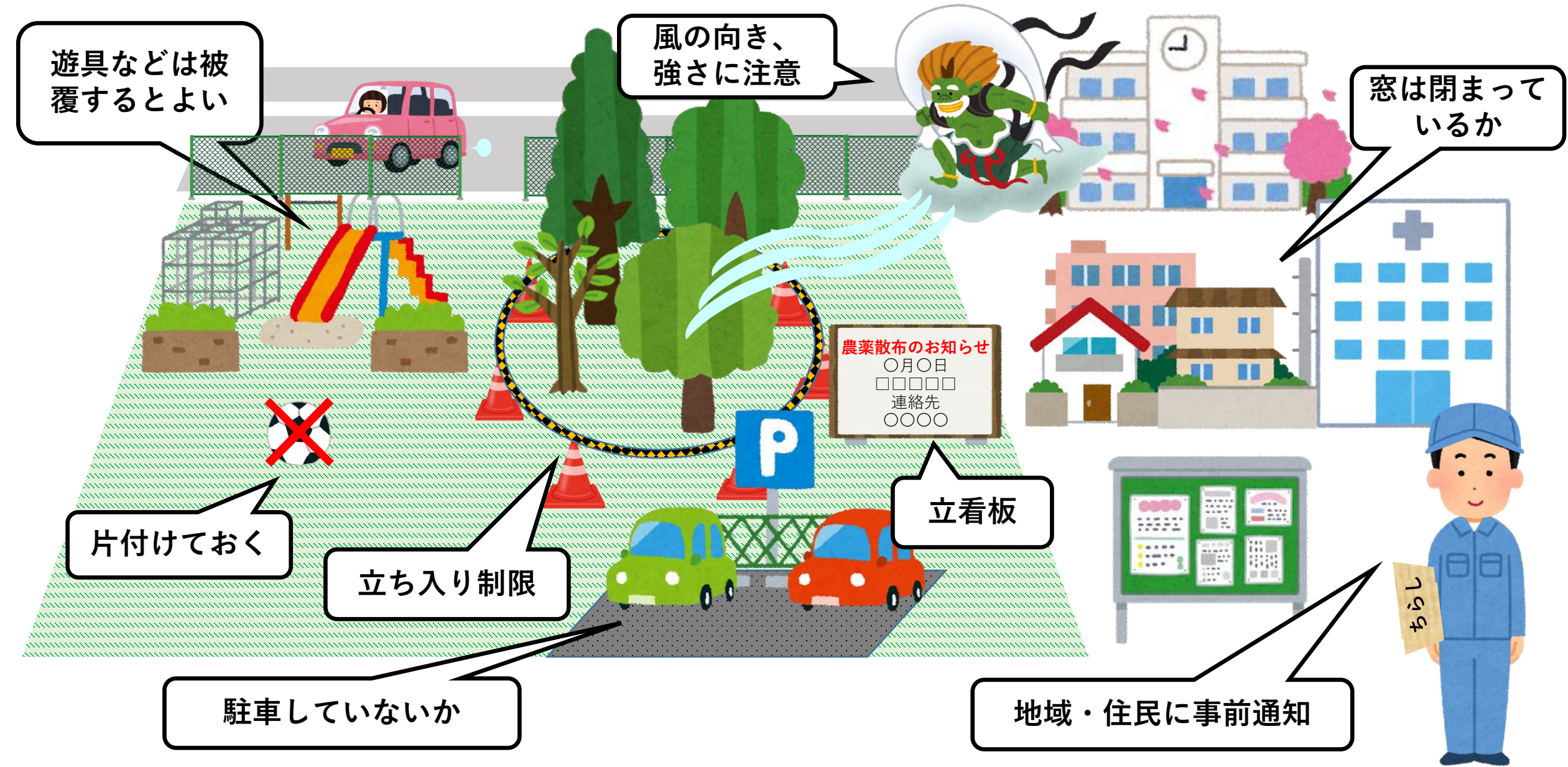
無料ダウンロード可

[https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan\\_risk/manual1\\_kanri/koen\\_h30.pdf](https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri/koen_h30.pdf)

農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対し、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について以下の留意点に配慮し、十分な周知に努めてください。

- 近隣に学校、幼稚園、通学路等がある場合には周知とともに、散布の時間帯に最大限配慮してください。
- 農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、飛散が少ない気象条件や時間帯を選ぶとともに、周辺地域での人出が少ない時間帯を設定してください。
- 住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないことや乗用車を付近に駐車しないよう、**あらかじめ要請**していただくとともに、**散布時にも確認**してください。
- 住民からの問い合わせに対応できるよう連絡先を表示してください。

### 3.3 情報共有：事前通知と現場の確認作業



### 3.3 情報共有：学校の場合のお知らせの例

殺虫剤散布のお知らせ	
日時	〇〇月××日 午前▲▲時～午前△△時(予定)
場所	校庭東側(サクラ10本)
害虫の状況	・毛虫(アメリカシロヒトリ)が大量発生 ・毒毛虫(チャドクガ)が発生(危険)
散布殺虫剤	〇〇〇〇〇乳剤(△△△ 50%) 1,000倍希釈液、500リッター散布 ★有機リン系(散布液を浴びないように注意)
<b>次の気象条件の場合、散布を延期あるいは中止</b> ◆雨が降っている ◆雨の予報が高確率である ◆強い風が吹いている ◆近隣に影響を及ぼす風向である	
<b>散布を実施した場合</b> ★週末の校庭開放は中止します ★□□日までは散布した木の下で遊ばないでください ★校庭で遊んだあとは、せっけんで手を良く洗い、うがいをしましょう ★散布場所に近づいて気分が悪くなった場合(めまい、吐き気など)には、離れて新鮮な空気を吸いましょう	
安全管理責任者	▲▲小学校 校長 〇〇 〇〇 電話 △△△-△△△△△
作業担当者	〇〇造園(株) 電話 XXX-XXXX

**図示は重要**

**重要: 周辺住民は誰に連絡すれば良いのかを明示する。**

使用量の多い**5農薬** (フェニトロチオン、トリクロロホン、イソキサチオン、エトフェンプロックス、グリホサート)について、**2007～2009年度**に行ったばく露実態を踏まえて設定。

#### 【立入制限範囲 散布区域内(公園)】

トリクロロホン、イソキサチオン

- 散布後1日間、散布区域から葉から垂れる液剤が当たらない程度の距離において立入を制限。

フェニトロチオン、エトフェンプロックス、グリホサート

- 散布終了後農薬が乾くまでの間は、散布区域から葉から垂れる液剤が当たらない程度の距離において立入を制限。

### 3.3 情報共有 立ち入り制限範囲

農薬の種類	農薬使用場所 <sup>1)</sup>	対象 <sup>2)</sup>	液剤散布の向き	散布区域からの立入制限範囲
フェニトロチオン	公園	中木	横向	5 m
		高木	横向	5 m
	街路樹	中木	吹上	25 m <sup>3)</sup>
		高木	横向及び吹上	5 m
トリクロルホン 及び イソキサチオン	公園	中木	横向	5 m
		高木	横向	25 m <sup>4)</sup>
	街路樹	中木	吹上	25 m
		高木	横向	5 m
エトフェン プロックス	公園	中木	横向及び吹上	5 m
		高木	横向	5 m
	街路樹	中木	横向	3.5 m
		高木	横向	3.5 m
			吹上	5 m
グリホサート	公園	雑草	通常	1 m

1) 公園：入園者や隣接住宅等の居住者を想定。街路樹：通行者を想定。隣接住宅等の居住者は公園に準ずる。

2) 中木：4 m程度、高木：9 m程度

3) 風速が軽風 (1.5 m/s)より弱い場合は10 m。

4) 風速が軽風 (1.5 m/s)より弱い場合は5 m。

5) 上表の立入制限範囲は、農薬散布開始から散布終了後農薬が乾くまでの間に設定。

顔に風を感じる。

### 3.3 情報共有：立ち入り制限範囲と時間

#### 1. 公園

範囲：薬剤・散布方法別に制限 (最大 25 m)

期間：薬剤別に制限 (散布後1日間)

落下ミストの経皮ばく露量 (3時間)と土壌及び葉表面からの経皮・経口ばく露量の総和が一日摂取許容量 (ADI)の10%以下となるまで

#### 2. 街路樹

範囲：薬液の落下ミストの及ぶ範囲

期間：散布終了後の薬液が乾くまで

落下ミストによる経皮ばく露量 (5分間)が、許容一日摂取量 (ADI)の10%以下となるまでの期間

\* 作業員は防護具 (マスク等)を着用し、適正に使用することを条件に設定

住宅地等における農薬使用についての通知を遵守するため、以下の事項について指導してください。

- 農薬の使用は必要最小限に留めているか。
- 農薬のラベル表示事項を遵守しているか。
- 農薬の飛散防止に配慮しているか。
- 周辺住民への周知がなされているか。
- 農薬使用の記録をつけているか。

### 3.3 情報共有：「安全と安心」は言うは易し、行うは難し・・・

#### 周辺住民の安全・安心の確保対策

安全：科学的な根拠に基づく **客観的**なもの

安心：自ら理解・納得して得られる **主観的**なもの

科学的に安全を証明しても、必ずしも安心を確保したことにはならない (安全は安心のために必要ではあるが十分ではない)。

安全を安心に変えるには、**信頼**が必要

#### 信頼醸成のための行動

1. 適切な飛散防止対策 ⇒ 周辺住民および環境の**安全確保**
2. 正しい知見に基づく説明 ⇒ 周辺住民の**理解と納得**

1. 農薬は、高品質の農作物の安定生産のために不可欠な生産資材です。
2. 農薬は、安全性評価を実施し、合格したものが登録されます。しかし、その選び方や使い方を誤ると、使用者本人、周辺住民や周辺作物へ被害を与えたり、周辺環境に悪影響を及ぼすことがあります。
3. 農薬の使用者は、自分と周辺住民や環境、消費者の安全確保のために、農薬を正しく使用する責任があります。そのためには、農薬に関する正しい知識を得ることが必要です。
4. 周辺住民や消費者の安心を得るためには、農薬に対する正しい知識に基づく行動と説明が重要です。

## 農薬は 周りに配慮し 正しく使用!



ラベルの確認、  
帳簿に記録



土壌くん蒸剤は  
必ず被覆



誤飲防止のため  
移し替え厳禁



詳しくはこちら ▶



[https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_tekisei/](https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/)

農薬の適正使用 農林水産省

検索

令和4年度農薬危害防止運動

農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

## 適正使用運動の7項目(農薬工業会)

1. 使用前にラベルや説明書をよく読んでください。
2. 住宅地周辺では近隣に使用計画を事前連絡してください。
3. 農薬用マスク・手袋など保護具を着用してください。
4. 圃場の外に飛散・流出しないように使用してください。
5. 使用履歴を記帳してください。
6. 食品と区別し、カギをかけて保管してください。
7. 空容器などの廃棄物は正しく処分してください。

(公社)緑の安全推進協会では農薬安全対策事業の一環として「**のうやく電話相談**」を開設しています。農薬に関する疑問や質問など何でも結構です。担当者で分からないことは、どこの誰に聞けばよいか、何を見て調べればよいか等、迅速に対応させていただいております。お気軽にご利用ください。

専用電話番号：**03-5209-2512**

相談受付時間：午前**9**時から午後**5**時まで (土、日、祝祭日を除く)



くろがねもちのカイガラムシ防除には何が使えますか？また、注意点はありますか？

〇〇乳剤が使えますが、乳剤は車の塗装を変色させる可能性があります。ラベルの注意書をよく読んでお使いください。



昨日散歩した公園で農薬が使われていたのですが、おなかの赤ちゃんが心配です。

農薬は健康影響を厳格に審査され、適正な使用が義務づけられています。状況を伺った限り懸念はないでしょう。



- (公社)緑の安全推進協会では農薬安全対策事業の一環として、「講師派遣事業」を展開しております。勉強会等への講師派遣の希望がございましたら、ご遠慮なくお申し込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を派遣致します。本事業についての詳細は当協会のホームページ <http://www.midori-kyokai.com/> をご覧願います。

電話でのご相談は**03-5209-2512**まで。



(公社)緑の安全推進協会は、芝、公園・街路樹等の樹木防除分野(家庭園芸薬剤を含む)の薬剤を解説する「グリーン農薬総覧2019年総合版(5800円)」と「追補2022年版(3190円)」を刊行しました。芝・樹木防除分野(家庭園芸薬剤を含む)の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤、家庭園芸用剤ごとに区分し、各薬剤情報として、特徴、使い方のポイントなどの項目ごとに整理し取りまとめたものです。

概要は以下のURLからご覧になれます。

<https://www.midori-kyokai.com/pdf/souran2019.pdf>

お申込みはホームページ

<https://www.midori-kyokai.com/syuppan> から  
メール送信あるいはFAX注文書にて。



2022年追補版の表紙

# 緑安協からののお知らせ：その4-リーフレット類

(公社)緑の安全推進協会と農薬工業会では農薬の安全使用を分かりやすく解説した**リーフレット**を作成しています。講習会、研修会、勉強会等でご入用の方にお送りしています(無償)。ご要望の方はHP記載の申込書にリーフレットの種類、必要数等をご記入の上、FAX 03-5209-2513にてお申込みください。

